

猪形土製品の商標・意匠 について



弘前市では、国の重要文化財に指定されました「猪形土製品」について、ブランドイメージ確保と縄文文化のPRのため、商標・意匠登録の手続を進めてまいりました。

去る1月中旬、特許庁より登録証の送付があり、登録手続がすべて完了いたしました。

今回、登録された猪形土製品に関する商品化の利用例は、下記のとおりです。

記

① 商標（平面図形）

名刺、文房具、Tシャツ、タオル、ハンカチ、帽子、おもちゃ、ハム、ソーセージ、菓子、せんべい、ジュースなど

② 意匠（立体デザイン）

キーホルダー、ぬいぐるみ、人形、おもちゃ、フィギュア、レプリカ、菓子パン、姿焼き、サブレなど

(0172-35-0700 担当博物館木村)